

合意書

吉備高原医療リハビリテーションセンターと

薬局

店は、

吉備高原医療リハビリテーションセンター発行の院外処方箋に係る疑義照会の運用について、下記の通り合意した。なお、保険薬局での運用においては、患者の不利益に結びつくことのないように、十分な説明と同意を得てから行うものとする。

記

1. 院外処方箋に係る個別の処方医への同意確認を不要とする項目について「院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコール」（別紙）に挙げる疑義照会不要例については、包括的に薬剤師法第 23 条第 2 項に規定する医師の同意がなされたとして、個別の処方医への同意の確認を不要とする。
2. 運用開始について
年 月 日から運用を開始する。
3. 合意の解除及び内容の変更について
合意の解除、内容の変更については、必要時に協議を行うこととする。

以上

年 月 日

住 所 岡山県加賀郡吉備中央町吉川 7511
名 称 吉備高原医療リハビリテーションセンター
代表者 院長 徳弘 昭博 印

住 所

名 称

代表者 印

※合意書は 2 枚作成の上、両施設で保管する